

# 東京 2025 デフリンピック関連イベント及び情報発信運營業務委託 公募型企画プロポーザル実施要領

## 1 事業の目的

11月に開催される東京2025デフリンピック（サッカー競技：Jヴィレッジ）の成功には県民の関心の高まりと認知度の向上が欠かせないことから、「大会を知ってもらい、大会のファンを増やす」とともに、大会をきっかけとしてデフスポーツやろう者文化の理解促進を図るため機運醸成イベントや広報を実施する。

世界各国から訪れた選手団等に対し、歓迎イベント、ホープツーリズムなどのおもてなしを実施し、福島県のファンになってもらうことにより、風評払拭につなげる。

## 2 事業内容

### (1) 対象事業

東京2025デフリンピック関連イベント及び情報発信運營業務委託

### (2) 業務内容

別紙仕様書(案)のとおり

### (3) 委託業務期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

### (4) 委託費の上限

48,132千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 プロポーザルに係る事項

### (1) プロポーザル参加の条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者としてします。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 実施要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

① 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

② 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- オ 県税を滞納している者でないこと。
- カ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(2) 実施要領等の入手方法

実施要領及び企画提案書様式等については、福島県文化スポーツ局スポーツ課（以下、「スポーツ課」という。）のホームページからダウンロードして入手してください。

なお、スポーツ課の窓口や郵送等での配付は行いません。

#### 4 質問等の受付

質問については、以下により受け付けます。

なお、本企画プロポーザルについては、事業説明会は実施しません。

(1) 受付期間

令和7年2月18日（火）から令和7年2月26日（水）17時まで（必着）

(2) 提出方法

質問書(第1号様式)により、スポーツ課宛に電子メール又はFAXにより提出してください。電子メール、FAXとも電話にて送付した旨お知らせください。

なお、電話による質問の受付は行いません。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和7年2月28日（金）にスポーツ課のホームページにて公表します。（個別の回答は行いません。）

#### 5 参加表明書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「東京2025デフリンピック関連イベント及び情報発信運營業務委託公募型企画プロポーザル参加表明書」（第2号様式）を「10 問合せ先及び参加申込書、企画提案書等の提出先」まで提出してください。

なお、参加表明書の提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出期限

令和7年3月3日（月）17時まで（必着）

(2) 提出方法

スポーツ課宛に電子メール又はFAXにより提出してください。電子メール、FAXとも、電話にて送付した旨お知らせください。

(3) その他

参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。

#### 6 企画書等の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「5 参加表明書」の提出を行った上で、企画提案書等を提出期限までに「10 問合せ先及び参加申込書、企画提案書等の提出先」まで提出してください。

(1) 提出期限

令和7年3月10日（月）17時まで（必着）

(2) 提出方法

郵送又は持参

※持参による提出の受付時間は以下のとおりとします。

月曜日～金曜日（祝日を除く）の8時30分～17時

(3) 企画提案書等

ア 企画提案書(様式任意。但し、日本産業規格A4判で総頁数20頁以内(表紙除く)とする。印刷は片面、両面を問わない。)

イ 工程表(様式任意。但し、日本産業規格A4判とする。)

ウ 事業経費積算書(様式任意。但し、日本産業規格A4判とする。)

エ その他企画提案を説明するのに必要な書類

オ 会社概要(第3号様式)

カ 業務実施体制書(第4号様式)

キ 担当者経歴書(第5号様式)

ク 定款又は寄付行為の写し

(法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの。)

ケ 法人登記簿の写し(申請受付日の3ヶ月以内のもの)

(法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。)

コ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(第6号様式)

(4) 提出部数

上記(3)ア～キ9部(正本1部、副本7部)、ク～コ 1部(正本1部)

## 7 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

ア 提出期限を過ぎて参加表明書が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

ウ 提出書類に不備があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者(役員)が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

カ 本実施要領に違反すると認められる場合

キ その他、担当者が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできません。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出してください。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。

(5) その他

ア 提案書を提出した後に提案を追加することは認めません。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。

エ 提出された企画提案書等に係る第三者からの公文書開示請求に関しては、参加者の権利、

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、開示しません。

## 8 プロポーザルの審査に関する事項

### (1) 審査方法

各社から提出された企画書について、「東京 2025 デフリンピック関連イベント及び情報発信運營業務委託」公募型プロポーザル総合評価審査会（以下、「審査会」という）が審査基準に基づきプレゼンテーション審査（2次審査）を行い、最も総合点数が高かった者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）として選定します。（審査基準は下記参照）

なお、1次審査は書面審査により上位3者程度を選定します。1次審査結果は、2次審査に反映しません。

### (2) 1次審査（書面審査）

県が設置する審査会において、提案者から提出を受けた企画書を書面審査により評価し、2次審査対象者を選定します。

なお、参加者が3者未満の場合は参加者について本実施要領「3 (1)プロポーザル参加の条件」を満たすことを確認の上、1次審査を省略し2次審査を実施します。

#### ア 評価基準等

##### 【評価項目及び評価基準】

提案書の評価基準及び評価項目は、別表「プロポーザル評価項目及び評価基準」のとおりです。

##### 【評価方法】

- ・審査項目毎に評価点を付す。
- ・評価基準は以下のとおりとする。

点数	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

##### 【審査結果の算出方法】

- ・各審査委員が評価点の合計得点を算出します。
- ・審査票の合計得点により、審査委員ごとに事業者の順位を決定します。
- ・各審査委員の順位の平均が上位の3者程度を2次審査対象者とします。

#### イ 1次審査結果通知

審査の結果は参加者全員に通知します。

##### ① 1次審査結果通知予定

令和7年3月14日（金）

##### ② 審査結果に関する説明請求

選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して3日（土曜日及び日曜日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行います

選定されなかった者から説明の請求があった場合、説明請求に対する回答の内容は「請求者の評価点合計及び1次審査第1位の評価点合計」を公表するものとし

ます。

(3) 2次審査（プレゼンテーション）

県が設置する審査会において、2次審査対象者のプレゼンテーション審査を行い、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

ア 開催日時及び会場

- ・ 日時 令和7年3月19日（水）
  - ・ 場所 福島県庁
- ※時間等詳細については、後日連絡します。

イ プロポーザルの所要時間

15分間の説明と10分間以内の質疑を実施します。

ウ 評価基準等

【評価項目及び評価基準】

提案書の評価基準及び評価項目は、別表「プロポーザル評価項目及び評価基準」のとおりです。

【評価方法】

- ・ 審査項目毎に評価点を付す。
- ・ 評価基準は以下のとおりとする。

点数	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

【審査結果の算出方法】

- ・ 各審査委員が評価点の合計得点を算出します。
- ・ 審査票の合計得点により、審査委員ごとに事業者の順位を決定します。
- ・ 各審査委員の順位の平均が最も上位の者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）とします。

なお、プロポーザル参加者が1者の場合、全審査委員の合計得点の平均が6割以上であることを条件とします。

エ 通知等

① 審査結果

審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知するとともに、2次審査の結果をスポーツ課ホームページ上に公表します。

② 審査結果に関する説明請求

選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行います。

なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀提案者の企業名と評価点の合計得点」を公表するものとします。

オ 契約の締結等

① 仕様書の協議等

選定した契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおりには反映されない場合もあります。

② 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、改めて見積書を徴取し決定します。なお、見積金額は上限価格を超えないものとします。

③ その他

契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。

## 9 主なスケジュール（予定）

日程	項目
令和7年2月18日（火）	公募開始
令和7年2月26日（水） 17時まで	質問期限
令和7年2月28日（金）	質問回答
令和7年3月3日（月） 17時まで	プロポーザル参加表明書提出期限
令和7年3月10日（月） 17時まで	企画提案書提出期限
令和7年3月14日（金）	1次審査（書面審査）結果通知
令和7年3月19日（水）	2次審査（プレゼンテーション）
令和7年3月24日（月）頃	審査結果通知
令和7年4月1日（火）	契約締結（予定）

### 10 その他留意事項

本事業は令和7年2月福島県議会において当初予算として審議され、県議会の議決を得られない場合は事業を実施しませんので、予め御了承願います。なお、このことについてプロポーザル参加者または業務委託予定者において損害が生じた場合にあっても、福島県はその損害について一切負担しません。

### 11 問合せ先及び参加申込書、企画提案書等の提出先

〒960-8670 福島市杉妻町2-16  
福島県文化スポーツ局スポーツ課（担当：安田）  
電話 024-521-8683 FAX 024-521-7879  
メール [sports@pref.fukushima.lg.jp](mailto:sports@pref.fukushima.lg.jp)